

更 正 決 定

原 告 鎌田まりみ 外34名
 被 告 アーク・エンジェルズこと
 林 俊 彦

上記当事者間の当庁平成19年(ワ)第1904号, 同第4279号ボランティア基金返還等請求事件について, 平成22年2月5日なした判決に明白な誤りがあったので, 職権により, 当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

別紙請求目録中の原告鎌田まりみの欄に,
 「② 平成18年10月27日 会費10万円」
 とあるのを,
 「② 平成18年10月27日 支援金10万円」
 と更正する。

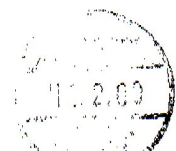
平成22年2月8日

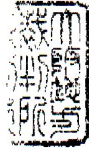
大阪地方裁判所第11民事部

裁判長裁判官 山 下 郁 夫

裁判官 藤 本 ち あ き

裁判官 植 田 類





これは正本である。

平成22年2月8日

大阪地方裁判所第11民事部

裁判所書記官 小坂 由

